令和5年度 霧島小学校いじめ防止基本方針

霧島市立霧島小学校

法 令 等

- ○「いじめ防止等のための基本的な方針」 (平成25年10月)
- ○「鹿児島県いじめ防止基本方針」(平成26年3月)
- ○「霧島市いじめ防止基本方針」(平成26年3月)→「霧島小学校いじめ防止基本方針」を策定
- ○「いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂 (平成29年3月)
- ○「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」 (平成29年3月)
- ○「鹿児島県いじめ防止基本方針」の改定 (平成29年10月)
- 生徒指導提要(令和4年12月)

学校教育目標

心豊かで, たくましい子ども を育てる

< 校訓 > 明るく(徳) 正しく(知) たくましく(体)

いじめ問題への学校の目標

- いじめ問題の早期発見と解 決のための早期対応に努める。
- 望ましい人間関係づくりや 自己肯定感の高揚を図る教育 の推進・充実に努める。

市のいじめ防止等に関する基本認識

- いじめは,どの学校でも,どの 子どもにも起こり得る。
- ネット上のいじめなどで、ます ます見えにくくなっている。
- まだ気付いていないいじめがある。
- いじめを一件でも多く察知・発見し、一件でも多く解決する。
- いじめは人権侵害であり、人と して決して許される行為ではない。

【霧島小学校いじめ対策委員会】

- 〈内容〉・ 年間を通した取組等について検討
 - ・ 年間の活動を検証し、次年度への計画の作成
 - 1 日常的な関係者の会…<生徒指導情報交換会>【全職員】(月1回以上)
- 2 事案に応じた関係者の会…<生徒指導対策委員会>【校長,教頭,三主任,担任,養護教諭】
- 3 地域の関係者等を加えた会…【校長, 教頭, 教務主任, 学校評議員, 警察関係者, PTA会長】(学期1回)
- 4 専門家等を加えた会【3のうち1回は、スクールカウンセラー・いじめ相談員等を加える】

〈構成〉 管理職、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、その他必要に応じた関係者及び外部専門家

PTAとの連携

- PTA総会や学校だより, ホームページ等を活用した学 校いじめ防止基本方針の説明
- いじめ問題をテーマにした 学級PTAの開催
- 家庭訪問や教育相談による 情報交換の実施

学校の取組

- 発達支持的生徒指導・未然防止教育
 - 道徳教育の充実
 - ・多様性を認め、人権侵害をしないような人権教育
 - ・体験活動を活用した人間関係づくり
 - ・毎朝の心の健康チェック(タブレット)
- 早期発見
 - ・ きりしまっ子アンケートの実施(月1回)
 - 個別相談,教育相談等
- 〇 対応
 - 被害者、加害者への適切なケア及び指導
 - SSW, かけはしサポーター, いじめ相 談員等の活用

市教委との連携

- 指導主事の派遣及び助言
- いじめ問題対応チームの 派遣及び助言
- 研修等への講師派遣

関係機関との連携

- 〇 警察
- 児童相談所
- 市町村の福祉部局
- 〇 民生委員

【年間計画】

児童生徒関係 職員関係 検証関係 いじめ問題を考える週間における 「学校いじめ防止基本方針」, 「いじめ対策必携」の活用 いじめの実態調査の実施(4・9月) 年間活動計画の検討(4月) 生徒指導情報交換会の開催 ・ 「学校楽しぃーと」, 教育相談実施 (月1回) 「学校楽しいーと」,教育相談 主 (5·10·1月) 実施(5・10・1月) な 校内研修(事例研究)の開催 取 ・ きりしまっ子アンケート実施 ・ いじめアンケート結果分析 組 ・ 外部研修会や講演等への参加 (毎月末) (毎月末) 事 項 ・ 携帯・ネット利用実態調査 年間反省及び次年度取組事項 生徒指導対策委員会の開催 の検討(3月) 情報モラルについての指導 地域関係者や専門家を交えた 情報交換会の開催 人権集会の開催(9・12月)